

シリーズ「グローバルジャスティス」第10回

戦時性暴力の被害者から変革の主体へ——グアテマラ民衆法廷の取組み

柴田修子(同志社大学嘱託講師)

---

シリーズ「グローバルジャスティス」講座第10回目は、『戦時性暴力の被害者から変革の主体へ——グアテマラ民衆法廷の取組み——』と題して、同志社大学嘱託講師柴田修子氏をお迎えし、ご講演いただいた。

講演は、Ⅲ部構成であった。

第Ⅰ部——戦時性暴力の犠牲者が訴えるべき国際法の枠組みの歴史的経過とその変容。

第Ⅱ部——犠牲者の尊厳回復の場としての民衆法廷の意義と問題点。

第Ⅲ部——柴田氏が実際に立ち会われたグアテマラ民衆法廷(2010年3月4,5日)の歴史的背景と具体的経緯。

第Ⅰ部 国際法の枠組みの歴史： 戦時性暴力の観点から言えば、それは「女性」という貞操観念に規定されていた国際法が次第に改められ、性暴力を「人道に対する罪」として規定されていく過程、つまり国際法上のジェンダー性を払拭していく過程であった。例えば、1907年ハーグ陸戦条約では「家ノ名誉及権利(中略)ハコレヲ尊重スヘシ」(強調筆者)と未だジェンダーバイアスが如実に出ていたが、1949年ジュネーブ諸条約では、「女子は、その名誉に対する侵害、特に強姦、強制売淫、その他あらゆる種類のわいせつ行為から特別に保護しなければならない」と「女性の保護」を打ち出すようになり、1993年旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所において、強姦を「人道に対する罪」として、処罰の対象とされた。もちろん、この他にも数多の事例があるが、いずれにせよ、ここで問題が生じる。国際法の枠組みでは、過去に遡及して裁くことができず、また、基本的には個人の刑事責任を追及する傾向にあるという問題である。つまり普遍的な裁きの場の欠如という根本的問題が存在する。そこで「正義」の実現に向けて、「民衆法廷」の必要性が謳われるのである。

第Ⅱ部 民衆法廷について： そもそもその特徴のひとつとしては、法的強制力を有さない点がしばしば指摘されている。しかし、「市民の、市民による、市民のための法廷」とも称される民衆法廷において、まずなにより重要なのは、被害者の尊厳回復である。そこには、犯罪の事実を他者に認識して欲しい、という根源的欲求が存在する。これを満たすために被害者が「声」を上げ、聞いてもらう場、それが民衆法廷なのである。その先に、補償問題、加害者処罰の問題が存在するのであって、逆ではない。

第Ⅲ部 尊厳回復の試みとしてのグアテマラ民衆法廷(2010年3月4,5日開催)：まず指摘できるのは、人口の約半数を先住民が占め、識字率も依然として低い状態にあること。そのうえに、性暴力被害者本人に責任が帰される傾向と、場合によっては加害者と同じ村に住まわされている傾向とが重なって、被害者が「声」を上げることは非常に困難である。

そのような状況下で、ECAP や CONAVIGUA を始めとする複数の団体が 2007 年から民衆法廷開催の検討を開催し、2009 年には準備会の発足がなされ、2010 年、晴れて民衆法廷が開かれる運びとなった。

今回のグアテマラ民衆法廷の意義として①被害者女性にとってのトラウマからの回復、②国際社会の枠組みのなかで、グアテマラの戦時性暴力を捉えること③戦時性暴力が依然として現在進行形であること、以上の三点を挙げるができる。

最後になったが、ごく簡単な所見として、講演会当日は、写真や動画が用いられ、グアテマラの風土や実際の民衆法廷での女性たちの「声」を目にすることができたことが、講演の内容を理解するうえで有意義に働いた。また、グアテマラの紛争のコンテキストも同時に意識し、より根深い暴力の構造を考える必要性もあるように思う。いずれにせよ、グローバルジャスティスは、「下」からの「声」なくしては空虚なものに転化してしまうということは指摘しておきたい。

文責： 和田昌也